

# 大阪市養育里親登録証取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和20年法律第164号）第6条の4第1号に規定する里親（以下「養育里親」という。）の制度を社会に広く普及するとともに、養育里親であることの身分を証明する養育里親登録証に関し必要な事項を定めることにより、養育里親が要保護児童に関する必要な手続きを円滑に行うことの目的とする。

## (里親登録証の交付)

第2条 養育里親登録証は、里親認定登録通知書及び里親登録更新通知書の交付に併せて市長が交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあたっては、この限りではない。

## (記載する事項)

第3条 養育里親登録証には、養育里親の氏名、住所及び生年月日、登録番号、登録年月日並びに有効期間を記載することとする（様式第1号）。

## (有効期間)

第4条 養育里親登録証の有効期間は、養育里親登録名簿の有効期間と同一の期間とする。

## (再交付)

第5条 養育里親登録証の交付を受けた者は、養育里親登録証を紛失したとき、又は破損等により使用に耐えなくなったとき、又は養育里親登録証の記載事項に変更が生じたときは、里親登録証再交付申請書（様式第2号）により養育里親登録証の再交付を申請することができる。

## (返還)

第6条 養育里親登録証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに養育里親登録証を返還しなければならない。

- (1) 養育里親名簿から削除されたとき。
- (2) 第4条に規定する有効期間が満了したとき。
- (3) 破損等により使用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更が生じたとき。
- (4) 再交付後、紛失した里親登録証が見つかったとき。

## 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正前の養育里親登録証の様式については、その有効期間が満了するまでの間に限り使用できるものとする。

様式第1号

養育里親登録証

(表面)

養育里親登録証			
氏名	年 月 日 生		
住所	上記の者は、児童福祉法第6条の4第1号の規定に基づく 養育里親として登録されている者であることを証明する。		
顔写真 3cm× 2.4cm	登録番号	大阪市 第	号
	登録年月日	年 月 日	
	有効期間	年 月 日	まで
	年 月 日	大阪市長	

(裏面)

(児童福祉法抜粋)	
児童福祉法第6条の4	
この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。	
1 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育 することを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定め るところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働 省令で定める要件を満たす者に限る。)のうち、第34条の 19に規定する養育里親名簿に登録されたもの	
交付元	大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課
住所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内
電話	06-

〈備考〉

用紙の寸法は縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式第2号

養育里親登録証再交付申請書

年 月 日

大阪市長

申請者

住所

氏名

下記のとおり再交付を申請します。

申請事由      紛失  
破損  
その他 ( )